

## インセンティブ入札について

伊勢原市では、工事成績評価や地域社会貢献度など企業の経営努力・姿勢を評価し、企業の技術力等の向上及び地域社会への貢献意欲の向上を図ることを目的に、入札案件の一部で地域社会貢献等評価型条件付一般競争入札（インセンティブ入札）を実施しています。

### 1 入札参加者の資格

伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で伊勢原市内に本店を有している者である必要があります。

### 2 参加の要件

#### (1) 工事の場合

①社会貢献型（防災協定、地域貢献活動等主に地域社会への貢献を評価する方式です。）

次のア、イ及びウの条件を満たしていること。ただし、入札公告のあった日の前年度の4月1日以降に伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を受けた者は除く。

ア 伊勢原市と防災協定を締結している次に掲げる団体の構成員であること。

（ア）一般社団法人伊勢原市建設業協会（災害時における応援に関する協定書）

（イ）伊勢原市電設業協会（災害時における応援に関する協定書）

（ウ）伊勢原市管工事協同組合（災害時における給水装置の応急復旧工事に関する協定）

イ 次に掲げる地域貢献活動等の実績があること。

伊勢原市防災協力事業所登録制度実施要綱（平成27年伊勢原市告示第136号）に基づく伊勢原市防災協力事業所として登録されていること、又は入札前1か年度に市が主催する防災訓練、自治会、団体で行う草刈り、安全パトロール等の参加実績があること。

ウ 建設機械（パワーショベル、ブルドーザー等）を所有又は長期の賃貸借契約（1年を超える賃貸借契約）をしていること。

②工事成績型（過去の工事の成績評定等主に技術力を評価する方式です。）

入札を行う工事案件の対象工種と同種の工事について、次のア又はイの条件を満たしていること。ただし、入札を行う工事案件の対象工種と同種の工事について入札前3か年度の間65点未満の工事成績評価を1回以上受けている者及び入札公告のあった日の前年度の4月1日以降に伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を受けた者は除く。

ア 入札前3か年度の間75点以上の工事成績評価を1回以上受けている者。ただし、土木一式については、入札前2か年度の間75点以上の工事成績評価を1回以上受けている者とする。

イ 入札前4か年度の間伊勢原市優良建設工事表彰要綱に基づく表彰の対象者

#### (2) 一般委託の場合（試行）

伊勢原市と防災協定を締結していること、又は伊勢原市と防災協定を締結している団体へ加入していること

## 地域社会貢献等評価型条件付一般競争入札の実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市が発注する工事に係る工事成績評価や地域社会貢献度など企業の経営努力・姿勢を評価し、企業の技術力等の向上及び地域社会への貢献意欲の向上を図ることを目的に実施する地域社会貢献等評価型条件付一般競争入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で伊勢原市内に本店を有している者とする。

(評価の区分及び資格要件となる基準)

第3条 地域社会貢献等評価型条件付一般競争入札に付する評価の区分は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 社会貢献型 伊勢原市との防災協定、地域貢献活動等主に地域社会への貢献を評価する方式

(2) 工事成績型 過去の工事の成績評定等主に技術力を評価する方式

2 前項各号に規定する評価の区分ごとの資格要件は次のとおりとする。

(1) 社会貢献型 次のア、イ及びウの条件を満たしていること。ただし、入札公告のあった日の前年度の4月1日以降に伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を受けた者は除く。

ア 伊勢原市と防災協定を締結している次に掲げる団体の構成員であること。

(ア) 一般社団法人伊勢原市建設業協会（災害時における応援に関する協定書）

(イ) 伊勢原市電設業協会（災害時における応援に関する協定書）

(ウ) 伊勢原市管工事協同組合（災害時における給水装置の応急復旧工事に関する協定）

イ 次に掲げる地域貢献活動等の実績があること。

伊勢原市防災協力事業所登録制度実施要綱（平成27年伊勢原市告示第136号）に基づく伊勢原市防災協力事業所として登録されていること、又は入札前1か年度に市が主催する防災訓練、自治会、団体で行う草刈り、安全パトロール等の参加実績があること。

ウ 建設機械（パワーショベル、ブルドーザー等）を所有又は長期の賃貸借契約（1年を超える賃貸借契約）をしていること。

(2) 工事成績型 入札を行う工事案件の対象工種と同種の工事について、次のア又はイの条件を満たしていること。ただし、入札を行う工事案件の対象工種と同種の工事について入札前3か年度の間65点未満の工事成績評価を1回以上受けている者及び入札公告のあった日の前年度の4月1日以降に伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を受けた者は除く。

ア 入札前3か年度の間75点以上の工事成績評価を1回以上受けている者。ただし、土木一式については、入札前2か年度の間75点以上の工事成績評価を1回以上受けている者とする。

イ 入札前4か年度の中の伊勢原市優良建設工事表彰要綱に基づく表彰の対象者  
(工事案件等)

第4条 対象案件は、単年度予算で設計金額(税込み)が1千万円以上8千万円未満の対象  
工種「土木一式」、「建築一式」及び「ほ装」とする。

(伊勢原市条件付一般競争入札実施要綱の適用)

第5条 この要領に定めるもののほか、地域社会貢献等評価型条件付一般競争入札の実施に  
関する事項については、伊勢原市条件付一般競争入札実施要綱(平成19年伊勢原市告示  
第48号)の規定による。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に公告する案件か  
ら適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に公告する案件から適  
用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に公告する案件から適  
用する。

一般委託業務における地域社会貢献等評価型条件付一般競争入札  
の試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市が発注する一般委託業務に係る地域社会貢献度等の企業の経営努力・姿勢を評価し、地域社会への貢献意欲の向上を図ることを目的に実施する地域社会貢献等評価型条件付一般競争入札（以下「評価型入札」という。）の試行について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格者)

第2条 評価型入札への参加資格を有する者は、伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で伊勢原市内に本店を有している者とする。

(入札参加資格要件)

第3条 評価型入札に係る参加資格要件は、伊勢原市と防災協定を締結していること、又は伊勢原市と防災協定を締結している団体へ加入していることとする。

(対象案件)

第4条 評価型入札の対象案件は、条件付一般競争入札の案件の中から入札参加が可能な市内業者数等を勘案し選定するものとする。

(伊勢原市条件付一般競争入札実施要綱の適用)

第5条 この要領に定めるもののほか、評価型入札の試行に関する事項については、伊勢原市条件付一般競争入札実施要綱（平成19年伊勢原市告示第 48号）の定めるところによる。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。